

令和3年 第6回別海町教育委員会 会議録

- 1 開催日時 令和3年5月21日（金）
13時30分から14時10分まで
- 2 開催場所 別海町役場4階第2委員会室
- 3 出席者 (5名)
- | | |
|------|---------|
| 教育長 | 登 藤 和 哉 |
| 教育委員 | 大 塚 保 男 |
| 教育委員 | 木 村 江 里 |
| 教育委員 | 粥 川 一 芳 |
| 教育委員 | 鈴 木 桃 子 |
- 4 出席職員 (11名)
- | | |
|----------|---------|
| 教育部長 | 山 田 一 志 |
| 教育委員会部次長 | 石 川 誠 |
| 指導主幹 | 稲 村 和 典 |
| 指導参事 | 吉光寺 勝 己 |
| 学務課長 | 宮 本 栄 一 |
| 学務課主査 | 佐 藤 亮 |
| 学校教育課長 | 池 田 卓 也 |
| 学校教育課主幹 | 堀 込 美 穂 |
| 学校教育課主査 | 高 津 寛 人 |
| 生涯学習課主幹 | 戸 田 博 史 |
| 中央公民館長 | 新 堀 光 行 |
- 5 議事日程
- | | |
|-------|-------------------------------------|
| 議案第1号 | 別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第2号 | 別海町特別支援教育就学奨励費補助規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第3号 | 別海町教育事務執行の点検評価等に係る委員の委嘱について |
| 議案第4号 | 別海町教育振興審議会委員の任命及び委嘱について |
| 議案第5号 | 別海町教育支援委員会委員の任命について |

- 議案第 6 号 西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会委員の委
嘱について
- 議案第 7 号 別海町史跡旧奥行臼駅通所整備検討委員会委員の委嘱に
ついて
- 議案第 8 号 別海町中央公民館中春別分館活動推進委員会委員の委嘱
について

教育長
(登藤和哉君)

－【開 会】－

ただいまから令和 3 年第 6 回の別海町教育委員会議を開会いたしま
す。

本日の出席者は 5 名でございます。別海町教育委員会会議規則第 5
条の定足数に達しておりますので、会議の成立を宣言いたします。
開会にあたりまして、私からひとことご挨拶を申し上げます。

本日はご多用の中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

5 月になり、各幼稚園、小学校、中学校では、運動会、体育祭の準
備が始まるなど、屋外での活動が最適な時期となりました。

しかし、連休明けから北海道の新型コロナウイルス感染者が爆発的
に増え、道内の医療体制がひっ迫した状況となったことから、5 月 1
6 日に国から北海道に緊急事態宣言が発出されました。したがって、
今後の学校行事予定については一部変更をせざる得ないものや再考し
なければならないものなど未定の部分がありますが、子どもたちのた
め、一層の安全対策を講じてまいりますので、ご迷惑をおかけします
がご理解をいただきたいと思います。

さて、4 月下旬から上風連と中春別学校区の学校運営協議会が開催
され、教育委員会も参加させていただき、地域コミュニティや小中連
携、一貫教育について説明をさせていただきました。特に、小中連携
や一貫教育については地域の声を吸い上げ、目標やねらいについて共
有し、地域にとっての最善の策となるように全力で支援をしたいと考
えています。

学校のこと、子どもたちのこと、教育のことが、地域みなさんにと
って、もっと身近になるような工夫や、学校の様子並びに子どもた
ちの様子を伝えるなど情報の共有を図っていかれたらと思っています。
地域の中に地域の子どもたちは、地域で育てるという意識を更に広げ
ていきたいと思っています。

それでは、本日の日程に入ります。よろしくお願いいたします。

－【前回会議録の承認】－

教育長
(登藤和哉君)

それでは、日程第2前回会議録の承認に入ります。
令和3年第5回の会議録について、事前に皆様方に事務局から送付しておりますので、訂正等の御意見等がありましたら発言をお願いいたします。何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

なければ、承認することとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

それでは、第5回の会議録については、承認することといたします。

－【報 告】－

教育長
(登藤和哉君)

次に日程第3報告に入ります。

4月22日に開催いたしました第5回教育委員会議から、本日までの行事や実施事業等について事務局から報告をお願いいたします。

教育部長
(山田一志君)

それでは、私から4月22日に開催されました第5回教育委員会議以降、本日までの主な行事や実施事業等についてお配りしております資料により御報告いたします。

まず、4月26日に高齢者叙勲伝達式、これは教育功労賞ですが、別海町役場の応接室で行われ、町長から伝達をしまして、教育長と教育部長が立ち会っております。

なお、被表彰者につきましては、亀山祐勝氏、元中西別小学校長であります。

翌日27日、10時から上風連中学校で先ほど教育長からお話がありましたけれども、上風連学校区第1回コミュニティ・スクール運営協議会が開催され、教育長及び関係職員が出席しております。

同日13時30分から第1回別海町パイロットマラソン実行委員会が開催されまして、副委員長であります教育長と事務局となります関係職員が出席しております。

4月30日別海町新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡会議が開催され教育長及び教育部長が出席しております。

月が変わりまして5月6日、定例校長会議を開催し、教育長及び関係職員が出席しております。

翌7日20時から中春別中学校で中春別学校区第1回コミュニティ・スクール運営協議会が開催され、教育長及び関係職員が出席しております。

5月11日別海町新型コロナウイルス感染症対策庁内連絡会議が開催され、教育長及び教育部長が出席しております。

13日に開催を予定しておりました定例教頭会議につきましては、

教育長
(登藤和哉君)

学校教育課主幹
(堀込美穂君)

書面会議に変更されております。

翌14日根室管内臨時市町教育委員会教育長、高等学校長、特別支援学校長会議がZ o o mによるオンライン開催ですけれども、教育長室から教育長が出席しております。

以降、資料に記載されております予定されていた会議、行事等につきましては、5月16日から緊急事態宣言が発出されたことに伴いまして中止または書面会議へと変更されております。

最後に本日第6回教育委員会会議の開催となっております。

以上で報告を終わります。

－【議 事】－

それでは次に、日程第4の議事に入ります。

はじめに、議案第1号別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、議案第2号別海町特別支援教育就学奨励費補助規則の一部を改正する規則の制定について、この2件については、関連がございますので一括議題といたします。

内容について事務局から説明をお願いします。

それでは議案第1号、別海町就学援助規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。議案書の1ページをお開き願います。

本規則につきましては、学校教育法第19条の規定に基づき、経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者に行う必要な援助について定め、児童及び生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施に資することを目的に補助を行っております。

今般、国の補助制度の改正に伴い、本規則の一部を改正するものです。また、併せて就学援助事務効率化を図るため制度内容の見直しを行ったことから、本規則の一部を改正するものです。

それでは、議案本文の朗読は省略させていただき、主な改正内容について、別冊の議案資料の新旧対照表にてご説明しますので、議案資料の1ページをお開き願います。

議案資料1ページから4ページまでの新旧対照表ですが、右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

改正内容につきましては、改正後の欄で説明いたします。

議案資料1ページ上段、第6条については、これまで就学援助事務においては、別海町財務会計規則第57条の請求書による原則に従い、就学援助の支給対象者として認定された家庭からの請求書の提出により支給を行っていましたが、請求書の差し戻しによる支給遅れや、学校における過大な事務負担など課題が生じておりました。

このことから、就学援助費は扶助費でもあり、別海町財務会計規則

第58条の請求書による原則の例外として取扱いができることや、学校等からの資料により支給金額を確認できることから、請求書の提出を省略するものとして請求に係る記載を削除し、条文を整理するものです。

また、同条第2項及び第3項については、医療費は他の援助費項目と異なり、掛かる費用が医療行為や処方薬により異なるため、従前通り請求書を省略しないものとして、第2項において請求に基づく支給を行うこと、第3項において請求にあたり必要な資料の提出を求めることを記載するものです。

次に、2ページの表の左側、科目の欄の下段になりますオンライン通信費については、国の補助制度の改正に伴う補助対象の拡充により援助費項目として新たに追加するものです。

次に、3ページの別表下、注釈については、請求書の省略に伴いまして学校等から支給金額の確認のため必要な資料を求めることを記載するものです。

次に、4ページの第1号様式について、これまで申請にあたっては、新規申請に限り民生児童委員の意見徴収を必須としていましたが、民生児童委員や学校から全ての申請者に対し意見聴取を求める必要性や事務負担に対する意見がありましたことから、必須項目ではなく必要により聴き取るものとして第1号様式から意見聴取欄を削除するものです。

最後に、附則としまして、この規則は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしております。本年度支給する児童生徒に対しては、4月に遡って適用し支給を行うものです。

続きまして、議案第2号別海町特別支援教育就学奨励費補助規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

議案書の5ページをお開き願います。

本規則につきましては、小学校及び中学校の特別支援学級に在籍している児童及び生徒の保護者に対し、教育就学奨励補助を行い、特別支援教育の推進を図り、児童及び生徒の教育機会の均等を保障し、義務教育の円滑な実施に資することを目的に補助を行っております。

今般、同様に国の補助制度の改正及び事務の効率化を図るための制度内容見直しに伴い、本規則の一部を改正するものです。

それでは、議案本文の朗読は省略させていただき、主な改正内容について、別冊の議案資料の新旧対照表にてご説明しますので、議案資料の5ページをお開き願います。

議案資料5ページから8ページまでの新旧対照表ですが、議案第1

号と同様に、右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。改正後の欄で説明いたします。

議案資料5 ページ上段、第6条については、議案第1号の就学援助と同様、これまで就学奨励補助事務においても、別海町財務会計規則第57条の請求書による原則に従い、家庭からの請求書の提出により支給を行っており、請求書の差し戻しによる支給遅れや、学校における過大な事務負担など課題が生じておりました。

このことから、就学奨励費補助も扶助費として、別海町財務会計規則第58条の請求書による原則の例外として取扱いができること、学校等からの資料により支給金額を確認できることから、請求書の提出を省略するものとして請求に係る記載を削除し、条文を整理するものです。

また、同条第2項及び第3項については、医療費は他の補助項目と異なり、掛かる費用が医療行為や処方薬により異なるため、従前通り請求書を省略しないものとして、請求に係る事項を記載するものです。

次に、6 ページ、表の左側、科目の欄、オンライン通信費については、国の補助制度の改正に伴う補助対象の拡充により、奨励費項目として新たに追加するものです。

次に、7 ページ、別表下、注釈につきましては、請求書の省略に伴い、学校等から支給金額の確認のため必要な資料を求めることを記載するものです。

次に、8 ページ、第1号様式については、議案第1号就学援助費と同様に、これまで申請に当たっては、新規申請に限り、民生児童委員の意見聴取を必須としておりましたが、民生児童委員や学校から全ての申請者に対し意見聴取を求める必要性や事務負担に対する意見がありましたことから、必須項目ではなく、必要により聞き取るものとし、第1号様式から意見徴収欄を削除するものです。

最後に、附則としまして、この規則は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用することとしております。本年度支給する児童生徒に対しては、4月に遡って適用し支給を行うものです。

以上で、議案第1号及び第2号の内容説明を終わります。

ありがとうございます。只今議案第1号、第2号の内容説明が終わりましたので、委員の皆様から御意見御質問等をお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

なければ、採決をさせていただきます。

議案第1号及び第2号について原案のとおり可決することに御異議

教育長
(登藤和哉君)

教育長
(登藤和哉君)

	ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
教育長 (登藤和哉君)	ありがとうございます。 異議がないようですので、議案第 1 号及び第 2 号については原案のとおり決定することといたします。 次に、議案第 3 号別海町教育事務執行の点検評価等に係る委員の委嘱について、事務局から内容の説明をお願いいたします。
学務課主査 (佐藤亮君)	議案第 3 号別海町教育事務執行の点検評価等に係る委員の委嘱について説明いたします。 教育委員会では、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用し、点検及び評価を行うこととされております。 このことから、点検評価に関わる委員を委嘱しようとするものです。 議案の 9 ページをご覧ください。 議案第 3 号、別海町教育事務執行の点検評価等に係る委員の委嘱について、別海町教育事務執行の点検評価等に関する規程第 3 条第 3 項により、次のとおり点検評価に関わる委員を委嘱する。 委嘱する委員は別紙のとおり、任期は令和 3 年 6 月 1 日から点検評価等が終了するまでです。 10 ページの別紙をご覧ください。委嘱する委員はご覧の 2 名の方々となっております。 以上で議案第 3 号の説明を終わります。
教育長 (登藤和哉君)	ありがとうございます。 只今議案第 3 号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等をお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
教育長 (登藤和哉君)	なければ、採決をさせていただきます。 議案第 3 号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
教育長 (登藤和哉君)	ありがとうございます。 異議がないようですので、議案第 3 号については原案のとおり決定することといたします。 次に、議案第 4 号別海町教育振興審議会委員の任命及び委嘱についてを議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。
学務課主査 (佐藤亮君)	議案第 4 号別海町教育振興審議会委員の任命及び委嘱について説明いたします。

	本議案は、別海町教育振興審議会委員として委嘱していた各種団体の役員の改選に伴い、新たに4名を任命及び委嘱するものです。 議案の11ページをご覧ください。 議案第4号、別海町教育振興審議会委員の任命及び委嘱について、別海町教育振興審議会設置条例第4条第2項の規定により、次のとおり別海町教育振興審議会委員を任命及び委嘱する。 任命及び委嘱する委員は別紙のとおり、任期は令和3年4月1日から令和4年3月31日まで、前任者の残任期間となっています。 12ページの別紙をご覧ください。任命及び委嘱する委員はこちらの4名の方々となっております。 議案資料の9ページをご覧ください。 別海町教育振興審議会委員全員の名簿になります。 全委員10名のうち、米印の付いた委員が今回委嘱する委員4名、それ以外の委員が昨年度から委嘱している委員となります。 以上で議案第4号の説明を終わります。
教育長 (登藤和哉君)	只今議案第4号の内容説明が終わりましたので、委員の皆様から御質問御意見等をお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
教育長 (登藤和哉君)	御質問がなければ、採決をさせていただきます。 議案第4号について原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
教育長 (登藤和哉君)	異議がないようですので、議案第4号については原案のとおり決定することといたします。 次に議案第5号別海町教育支援委員会委員の任命についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。
学校教育課主査 (高津寛人君)	それでは議案第5号、別海町教育支援委員会委員の任命について説明いたします。 議案書の13ページをお開きください。 特別の措置を必要とする児童、生徒については、障害の状況や本人の教育的ニーズ、本人や保護者の意見、さらには教育学や医学、心理学等の見地からの意見、地域や学校の状況など、総合的な観点から就学先を決定しなければならないこと、また、可能な限り早い段階から本人や保護者、教育現場と情報を共有し、一貫した教育指導、教育支援を行うためには、相談機能を兼ね備える必要があることから、本委員会を組織しています。 本件につきましては、昨年5月21日に開会された令和2年第8回

教育長
(登藤和哉君)

教育委員会議において、委員の任期を2年として承認いただいたところですが、教職員の人事異動及び校内体制等の理由、また、町教育委員会の人事異動等により、昨年度任命した委員に変更が生じたため、改めて変更となる委員の任命について本会議で採決、承認をいただくものとなります。

議案書の14ページに今回承認いただきたい方7名を記載していますが、委員構成について説明がございますので、議案資料の方で説明させていただきます。

議案資料10ページをお開き願います。

委員構成につきましては、町教育委員会指導主幹職の増員により昨年の23名から1名増加し、24名となっています。今回承認いただきたい方は、名簿左側の番号2番から5番まで、及び11番、12番、16番の7名となります。

任期については、別海町教育支援委員会設置条例第4条第2項の規定により、前任者の残任期間となることから、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間としています。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

はい、ありがとうございます。

只今議案第5号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等がありましたらお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

なければ、採決をさせていただきます。

議案第5号について原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長
(登藤和哉君)

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第5号については原案のとおり決定することといたします。

次に議案第6号西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。

生涯学習課主幹
(戸田博史君)

それでは議案第6号西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会委員の委嘱について説明いたします。

本議案は、西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会設置規則第3条に基づき、委員の委嘱を行うものです。

今回委員として委嘱するのは、議案書16ページに示しておりますとおり6名で、任期は令和3年6月1日から令和5年3月31日までとなります。

教育長 (登藤和哉君)	6名全員が、昨年度まで西別湿原ヤチカンバ群落地保護対策検討委員会委員を務めていただいた方々で、引き続き委員として指導、助言をいただきたいと考えております。 委員会の開催予定回数は、今年度2回、来年度1回程度を予定しております。 以上で説明を終わります。 はい、ありがとうございます。 只今議案第6号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等をお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
教育長 (登藤和哉君)	それでは、なければ、採決をさせていただきます。 議案第6号について原案のとおり可決することに御異議ございませんか。 (「異議なし」の声あり)
教育長 (登藤和哉君)	ありがとうございます。 異議がないようですので、議案第6号については原案のとおり決定することといたします。 次に、議案第7号別海町史跡旧奥行臼駅通所整備検討委員会委員の委嘱についてを議題といたします。事務局説明をお願いします。
生涯学習課主幹 (戸田博史君)	それでは議案第7号別海町史跡旧奥行臼駅通所整備検討委員会委員の委嘱について説明いたします。 本議案は、別海町史跡旧奥行臼駅通所整備検討委員会設置規則第3条に基づき、委員の委嘱を行うものです。 今回委員として委嘱するのは、議案書18ページに示しておりますとおり8名で、任期は令和3年6月1日から令和5年3月31日までです。8名のうち6名が再任で、引き続き整備検討委員として指導、助言をいただきたいと考えております。 今回新任となります青野芳樹氏は、別海町豊原で酪農業に従事され、平成25年度からは別海町社会教育委員として、幅広い観点から社会教育についての提言をされております。本町の酪農史、とりわけパイロットファームの歴史に精通し、地域の歴史や文化財に対する関心も高いことから、委員として適任であると判断したものです。 また、同じく新任となる山崎茂氏は、別海町役場退職後、別海町グリーン・ツーリズムネットワークの事務局長として、旧標津線フットパスコースの利活用などに熱心に取り組まれています。今年度策定を予定している奥行臼史跡公園整備基本構想においても、奥行臼駅を中心とした旧標津線跡の活用について検討していくことにしており、別

	海町グリーン・ツーリズムネットワークと連携しながら進める必要があることから、委員として適任であると考えております。 委員会の開催予定回数ですが、今年度は２回、来年度も２回程度開催を予定しております。 以上で説明を終わります。
教育長 (登藤和哉君)	はい、ありがとうございます。 只今議案第７号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等をお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
教育長 (登藤和哉君)	御質問がなければ、採決をさせていただきます。 議案第７号について原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
教育長 (登藤和哉君)	ありがとうございます。 異議がないようですので、議案第７号については原案のとおり決定することといたします。 次に、議案第８号別海町中央公民館中春別分館活動推進委員会委員の委嘱についてを議題といたします。 事務局説明お願いいたします。
中央公民館長 (新堀光行君)	それでは議案書１９ページをお開き願います。 議案第８号別海町中央公民館、中春別分館活動推進委員会委員の委嘱についてであります。 別海町中央公民館、中春別分館活動推進員の北村昭委員が本年５月４日をもって辞職されたことから新たに委員を委嘱するものでございます。 委嘱する委員は岩浅昌宏氏で職業酪農家の１名であります。 任期につきましては、別海町公民館設置及び管理等に関する条例第８条第３項の規定に基づく前任者の残任期間となっています。 期間は令和３年５月５日から令和５年３月３１日までの１年１１カ月となります。 以上で説明を終わります。
教育長 (登藤和哉君)	はい、ありがとうございます。 只今議案第８号の内容説明が終わりましたので、御質問御意見等をお受けしたいと思います。何かありませんでしょうか。 (「なし」の声あり)
教育長 (登藤和哉君)	ご質問がなければ、採決をさせていただきます。 議案第８号について原案のとおり可決することに御異議ございません

教育長
(登藤和哉君)

んか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第8号については原案のとおり決定することといたします。

それでは、日程第5のその他の方に入ります。

事務局から何かありませんでしょうか。

教育部長
(山田一志君)

それでは、私のほうから先ほど教育長の挨拶にもありましたとおり、北海道に緊急事態宣言が発出されたということで、緊急事態宣言にかかわる対応、それから、その緊急事態宣言前に、町独自で取り組んでいることも若干ありますので、それらの状況等について報告させていただきたいと思います。

まず、令和3年5月16日から31日までを期間とする北海道に発出されました緊急事態宣言ですけれども、対象地域を札幌、江別、千歳市を初めとする10市町村が特定措置区域、そして、それ以外の市町村を措置区域ということで、発出されておりました、本町につきましては措置区域に該当いたします。

今回の宣言に伴う要請につきましては、大きく言いますと、道民等への要請、それから飲食店等への要請、そしてイベント開催の要請協力依頼、また事業者への要請協力依頼、最後に学校への要請、ということで項目がありまして、この学校への要請内容につきましては特措法第24条の第9項に該当するものとなっております。

学校への要請内容ですが、大きく4項目ございます。

まず1点目、学校における衛生管理マニュアル、これを学校の新しい生活様式というふうに呼んでおりますけれども、これに基づき学校教育活動、学生寮における感染防止対策を徹底すること。

2点目、学校行事では運動会、体育祭、修学旅行や宿泊学習等、これらを中止、延期、縮小すること。

次に3点目、部活動について学校が必要と判断する場合を除き、原則休止とする。

そして4点目ですけれども、これは本町にはありませんが、大学専門学校等ではオンライン授業の活用やクラスを分割した授業などの実施により、密を回避する。

以上大きく4点について要請をされております。

また、公共施設については、道立施設は原則休館としておりました、市町村立施設については、感染状況や施設の目的を踏まえて順次休館等を検討するよう、協力が依頼されているものです。

こういった要請を踏まえて、現在の本町の教育施設、また社会体育施設等についての状況についてなんですが、まず町立小中学校、認定こども園、幼稚園についてですが、全てにおいて国のガイドライン、学校における衛生管理マニュアルですね、先ほど申し上げた学校の新しい生活様式、これに基づきまして感染防止対策を徹底しまして臨時休業することなく、学校教育活動を行っております。

また、学校行事で主に5月に実施される予定であった運動会、体育祭、修学旅行や宿泊研修等につきましては、全ての学校で延期をしております。

次に部活動少年団活動についてですけれども、中学校の部活動及び小学校の少年団活動については、今回の緊急事態宣言前に、根室管内の感染拡大状況を鑑みまして、町独自に5月13日から5月31日まで活動を自粛するよう、各学校に要請通知をしてございます。

次に町立社会教育施設等の臨時休館、休場等についてですけれども、町の社会教育施設及び体育施設についても、根室管内の感染拡大状況を鑑み、全施設について5月15日から5月31日まで臨時休館を決定しております。

また、学校開放事業ですね、小中学校の体育館の一般開放を行う事業ですけれども、これにつきましても根室管内の感染状況鑑みまして、緊急事態宣言前に開放中止を決定しまして、5月12日から31日まで中止を決定しております。

なお、こういった施設の休止等によりサービス低下が非常に危惧されるというようなことで、図書館では休館中の貸し出しサービス実施をしているところです。

それから各施設等の事業の実施についてですけれども、各公民館では5月に予定をしておりました寿大学の入学式などの事業、それからイベントについて、全て中止または延期というふうに決定をしております。

ただし各公民館で行われております福祉牛乳につきましては、供給基地としての機能、これにつきましては継続をしております。

給食センターについては通常通り稼働をしております。

以上、教育委員会関係施設等の新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発出に伴う対応について御報告をさせていただきます。

はい、ありがとうございました。

ただいまの説明に対して何かお聞きしたい点等がありましたら、お受けしたいと思います何かありませんでしょうか。

よろしいですか。

教育長
(登藤和哉君)

教育長
(登藤和哉君)
教育長
(登藤和哉君)
教育長
(登藤和哉君)

(「なし」の声あり)
事務局からその他ありませんか。

(「なし」の声あり)
委員の皆様から何かその他ありませんか。

(「なし」の声あり)
ないようですので、以上もちまして本日予定しておりました案件に
ついては全て終了でございます。
これをもちまして、第6回教育委員会議を閉会いたします。
皆様大変お疲れ様でございました。

－【閉 会】－